

2006年2月24日

日本原子力研究開発機構理事長
殿塚 猷一様

埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずなみ 市川千年
核のゴミから土岐市を守る会 永井新介
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜 兼松秀代
早川しょうこ

抗議文

私たちは過去 40 年以上にわたり日本原子力研究開発機構（以下、「機構」とします）により地表および地下の状態が詳細に調査されデータが蓄積している上に、超深地層研究所（以下、「研究所」とします）で高レベル放射性廃棄物処分地選定のための精密調査と同様の調査が実施され、詳細なデータが蓄積するため、研究所を中心とした東濃地域に高レベル放射性廃棄物の処分場が押しつけられる可能性が高いと考え、研究所建設に反対しています。

一方、高レベル放射性廃棄物処分実施主体である原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」とします）は 2002 年 12 月から高レベル放射性廃棄物の処分地を公募しています。しかし未だに応募がありません。

1. 機構が隠している新たな業務、放射性廃棄物処分事業

高レベル放射性廃棄物地層処分の研究機関であった機構が 2005 年 10 月の統合により放射性廃棄物の貯蔵、処理、処分（以下、「放射性廃棄物処分」とします）の実施主体となりました。

日本のどこかに作ることが前提の事業です。どこが、どのような放射性廃棄物をどのような合意形成のもとに処分しようとしているのか、国民は知る権利があり、機構は説明する義務があります。秘密裏に進めてはならないことです。積極的に説明すべきことで、説明を避けたり、素知らぬふりを装うことは許されません。現実には機構と放射性廃棄物処分に関わる協定を結んでいる組織は、既に放射性廃棄物処分の立地に取り組んでいると、業界紙で公表しています。

一方、機構は情報公開を積極的に行っているとしながら、積極的に配布するパンフレット「地層を科学する」や「地層研ニュース」で説明したことはありません。さらに土岐市議会からウランを含んだ残土やフッ素問題で説明を求められた際も、新たに加わった放射性廃棄物処分業務については一切説明しませんでした。

ウランを含む残土問題やフッ素やホウ素の汚染放置問題で県から情報公開の遅れを再三指摘され、環境保全協定を締結させられたにも関わらず、都合の悪いことは口を閉じたままです。

私たちは機構が放射性廃棄物処分業務に口を閉ざすこと即ち隠していることに抗議します。

機構法における放射性廃棄物処分に関わる部分

◆機構法（業務の範囲）

第17条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 項 9号 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 項 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。

2. 協定隠し

機構は放射性廃棄物処分業務と密接に関わる2001年1月の「RI・研究所等廃棄物処理処分事業の推進に関する基本協定」（当事者は核燃、日本原子力研究所、日本アイソトープ協会および原子力研究バックエンド推進センター（以下、「バックエンド推進センター」）と、それに付随した「協力協定」、および2005年10月に改訂協定を締結しました。

しかしこの協定締結自体、機構のホームページに掲載せず、全く知らされていません。2005年作成した「核燃料サイクル開発機構史」（全625頁）の資料編に僅か数行記載があるだけです。機構史はごく限られた人に配布され、多くの人の目に触れるものではありません。ここに載せたのは隠したと言われたいためのアリバイ工作です。社会の関心呼びたくないため協定締結自体、隠していたのです。

ところが、協定の存在を知り、自主公開を求めても拒否しました。その上、法的続きである開示請求を要求しました。機構のこの姿勢は今まで以上に非公開な姿勢です。

表面では情報公開をしていますと言いながら、一方では税金で行う事業と密接に関わる協定すら知らせない、自主公開できないという機構の非公開な体質に対し、私たちは強く抗議します。

3. 機構の調査データは放射性廃棄物処分にも使うことができる

機構によって集められた東濃の調査データは高レベル放射性廃棄物処分についてのみ有効なものではなく、機構の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の中間貯蔵や新たな業務である放射性廃棄物処分のデータとしても利用できます。

そのため私たちは機構の業務となった放射性廃棄物処分のデータとして使われることを非常に危惧し、警戒しています。さらに公開されたデータは機構以外のNUMOやバックエンド推進センター、それ以外の様々な機関が利用できます。

この意味でも私たちは警戒しています。だからこそ機構は県民や議会に対し積極的に説明すべき事柄です。

繰り返します。機構の放射性廃棄物処分業務について県民や国民への説明を避けたり、素知らぬふりを装ったり、関わり深い協定書すら自主公開せず、開示手続きを要求するなど言語道断で許されない行為です。

よって以下のことを要求します。

1. 即刻、2001年1月の「RI・研究所等廃棄物処理処分事業の推進に関する基本協定」と付随した協力協定、および2005年10月に締結した協定を自主公開すること。
2. 機構となって新たに加わった放射性廃棄物処分業務について県民及び県議会、事業所のある議会及び国民への説明を積極的に行うこと。

以上

2006年3月10日までに文書にて下記に回答ください。